

第七十七号議案

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例

東京都立学校設置条例（昭和三十九年東京都条例第百十三号）の一部を次のように改正する。

別表五の項中

同 八王子特別支援学校

八王子市台町三丁目五番一号

同 しいの木特別支援学校

千葉県市原市椎津字椎木台二千五百九十番二

を

同 八王子特別支援学校

八王子市台町三丁目五番一号

に改め、同表五の部同中野特別支援

学校の項位置の欄を次のように改める。

中野区東中野五丁目十二番一号

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（提案理由）

東京都立しいの木特別支援学校を廃止するとともに、東京都立中野特別支援学校の位置を変更する必要がある。